

告 示

埼玉県告示第千六百四十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量）

三 作業地域

江戸川（右岸四十三・五キロポストから四十六・〇キロポスト）春日部市、中川（右岸二二・〇キロポストから二三・〇キロポスト）八潮市

四 作業期間

令和三年九月二十一日から令和三年十二月三十一日まで